

～ 本市の拠点に転入・転居する方に ～

宇都宮市若年夫婦、子育て世帯及び新卒採用者等家賃補助金 令和7年度版



この補助金は、本市の拠点への移住・定住を促進し、活力あるまちづくりを進めることを目的に、本市の拠点にある民間賃貸住宅へ転入・転居した世帯に、家賃の一部を補助するものです（1回限りの補助になります）。

- ・ 市外転入者 最大12万円+子ども1人につき1万円加算
- ・ 市内転居者 最大 6万円+子ども1人につき1万円加算

申請に当たっては、**賃貸借契約の日以前に、事前申込が必要**になります。また、**対象区域や年齢、所得などの資格要件がありますので、本パンフレット及び宇都宮市若年夫婦、子育て世帯及び新卒採用者等家賃補助金交付要綱をご覧ください。**



(写真提供：一般社団法人 宇都宮観光コンベンション協会)

【お問合せ先】

宇都宮市 都市整備部 住宅政策課 住宅政策グループ
〒320-8540 宇都宮市旭1丁目1番5号

TEL 028-632-2735

E-mail u1605@city.utsunomiya.tochigi.jp

住めば
愉快だ
宇都宮
UTSUNOMIYA

目 次

1	資格要件	1
2	対象区域	2
3	対象区域の確認方法	2
4	所得基準	3
5	補助金額	4
6	補助金申請の流れ	6
7	補助金の申請方法	7
8	申請・請求に必要な書類	8
9	宇都宮市電子申請共通システムを活用した電子申請	10
10	交付決定の取消・補助金の返還	10
11	洪水等の自然災害への備え	10

1 資格要件

○ 本補助金の交付を受けるためには、次の資格要件を**全て満たす**必要があります。

項目	内容
資格要件	<p>○ 次の(1)~(4)のいずれかに該当するものであること。</p> <p>(1) 若年夫婦・・・申請日の属する年度の末日において、夫婦いずれもが満40歳未満であり、かつ、夫婦のいずれかが市外転入者であるもの</p> <p>(2) 子育て世帯・・・高校3年生相当までの子（5ページ※12参照）がいる世帯で、かつ、世帯員のいずれかが市外転入者であるもの</p> <p>(3) 新卒採用者・・・申請日の属する年度の末日において、学校を卒業卒業見込み又は卒業後3年以内の者で、市内の事業所に勤務する満30歳未満であるもの</p> <p>(4) 結婚を希望する女性・宇都宮市で結婚を希望する女性で、とちぎ結婚支援センターに登録する等により結婚活動を行うもの</p> <p>○ 新卒採用者・結婚を希望する女性の場合は、賃貸借契約日からさかのぼり1年間、世帯員全員が対象区域（2ページ参照）内に居住したことがないこと。</p> <p>○ 賃貸借契約の借借人であること。</p> <p>○ 対象住宅の所在地に住民登録をしていること。</p> <p>○ 世帯員の年間の所得の合計額が基準以下（3ページ参照）であること。</p>
対象住宅	<p>○ 対象区域内（2ページ参照）の民間賃貸住宅であること。</p> <p>○ 次の住宅は補助対象外です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市営住宅、県営住宅、サービス付き高齢者向け住宅 ・ 社宅、寮等の事業主等から貸与を受けた住宅 ・ 借主が会社名義の住宅
その他	<p>○ 世帯員全員について、次の要件を全て満たしていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 申請日時点において、市内に、持家^{※1}を所有していないこと。 ・ 市税の滞納がないこと。 ・ 自治会に加入していること^{※2}。 ・ 宇都宮市暴力団排除条例に規定する暴力団員等ではないこと。 ・ 過去に本制度及び廃止前の宇都宮市若年夫婦子育て世帯家賃補助金を利用していないこと。 ・ 家賃補助に関する他の補助制度を利用していないこと。

※1 自ら居住するため建物の所有権の保存又は移転の登記を完了した住宅であって、人に貸し出したものを除きます。

※2 地域コミュニティ活性化のため、自治会への継続加入をお願いします。

自治会の加入方法等については、以下にお問合せください。

- ・ 宇都宮市自治会連合会事務局（市役所10階） 632-2289
- ・ みんなでまちづくり課（市役所10階） 632-2287

2 対象区域

- 本補助金の対象区域は「宇都宮市立地適正化計画」で定める次の区域です。
 - ① 高次都市機能誘導区域
 - ② 都市機能誘導区域
 - ③ 居住誘導区域

3 対象区域の確認方法

- 宇都宮まちかど情報マップを開き、以下の手順でご確認ください。

【宇都宮まちかど情報マップ】

市ホームページを開き、「トップページ」>「市政情報」>「便利な機能」>「宇都宮まちかど情報マップ」>「地図を見る」

スマートフォンの場合はこちら →



① パソコンで閲覧する場合

手順1 宇都宮まちかど情報マップを開き、画面左側の『操作ツール』⇒『▽地図切替』⇒『マップ切替』の選択メニューから、『立地適正化計画に係る誘導区域』を選択

手順2 画面上側の『住所から探す』を選択の上、住所を入力し『検索』

住所地が、青色の面に含まれていれば『高次都市機能誘導区域』、赤色の面に含まれていれば『都市機能誘導区域』、オレンジ色の面に含まれていれば『居住誘導区域』に該当となります。

※ 境界付近に所在する場合は、NCC推進課（632-2039）へお問合せください。

② スマートフォン等で閲覧する場合

手順1 宇都宮まちかど情報マップを開き、画面左上のメニュー（三本線のマーク）から『メニュー画面に戻る』を選択の上、下方にある『立地適正化計画に係る誘導区域』を選択

手順2 メニュー（三本線のマーク）から『住所から探す』を選択の上、住所を入力し、『地図』で確認

住所地が、青色の面に含まれていれば『高次都市機能誘導区域』、赤色の面に含まれていれば『都市機能誘導区域』、オレンジ色の面に含まれていれば『居住誘導区域』に該当となります。

※ 境界付近に所在する場合は、NCC推進課（632-2039）へお問合せください。

4 所得基準

- 世帯員の年間の所得の合計額が、次の表の金額以下であることが要件です。
- ・ 申請が4月～5月の場合：前々年分（令和5年1月～12月分）の所得
 - ・ 申請が6月～翌3月の場合：前年分（令和6年1月～12月分）の所得が基準となります。

世帯員の年間の所得の合計額			
1人	2人	3人	4人
5,160,000円以下	5,540,000円以下	5,920,000円以下	6,300,000円以下

- ・ 5人以上の計算方法： $(\text{人数}-1) \times 380,000 + 5,160,000$
- ・ 「所得金額」とは、総収入金額から必要経費を除いた後の金額で、市区町村長が発行する課税（所得）証明書の所得金額の合計欄の金額です。

5 補助金額

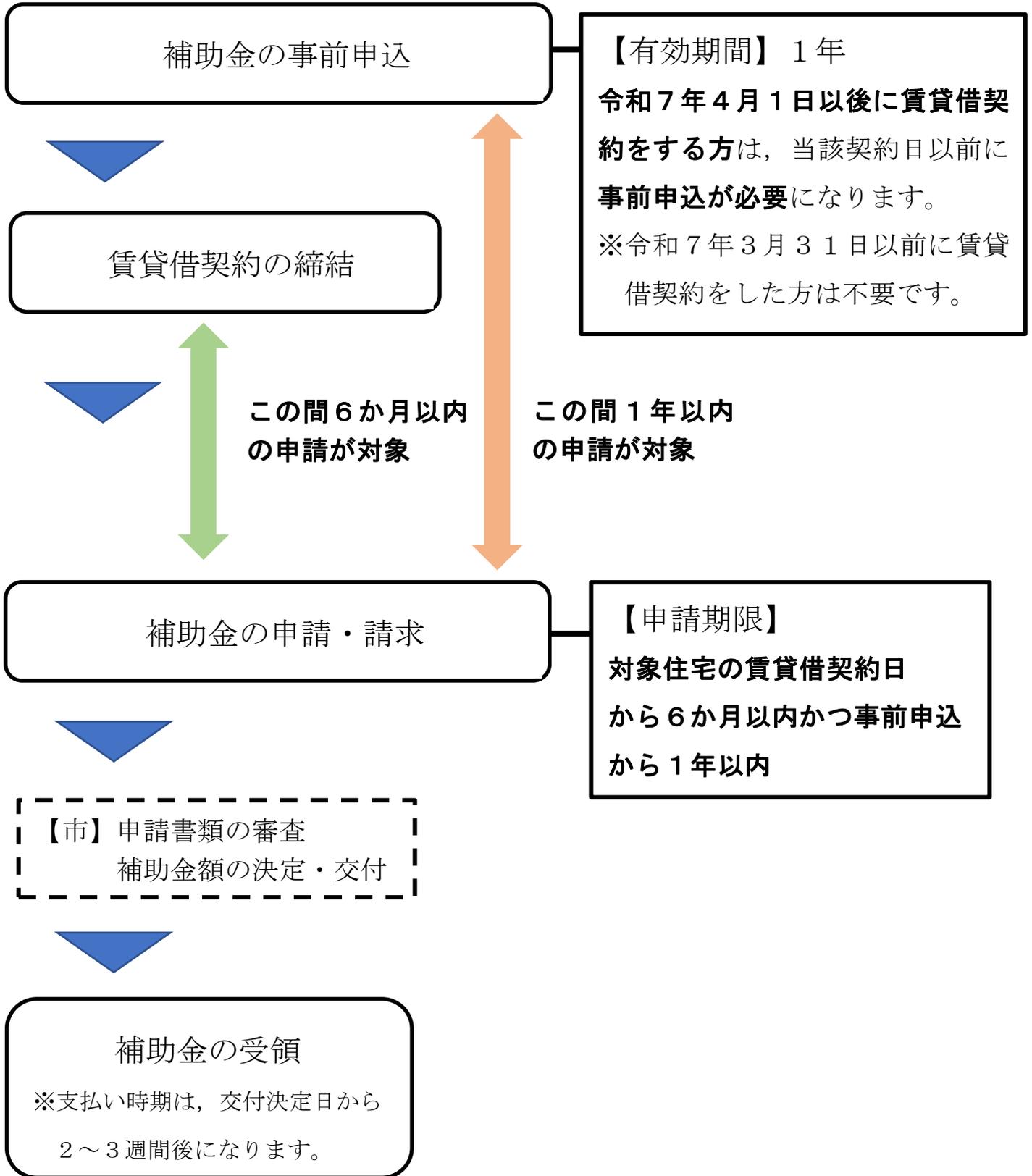
○ 本補助金の金額は次のとおりです。毎月の補助ではなく、1回限りの補助となります。

補助項目		市外転入者※ ¹	市内転居者※ ²
基本額	対象住宅への入居	4万円	2万円
加算項目 ①	高次都市機能誘導区域への入居	2万円	2万円
	東京圏※ ³ からの転入	2万円	—
加算項目 ②	(1)多世代同居※ ⁴ 又は近居※ ⁵ (2)子育て支援施設近くでの居住※ ⁶ (3)二地域居住※ ⁷ (4)新婚夫婦※ ⁸ (5)勤務者(1万円/1人)※ ⁹ (6)市内勤務※ ¹⁰ (7)テレワーク勤務※ ¹¹	1万円/1項目 (上限4万円) 単身女性世帯は 1項目該当で上限額の 4万円になります。	1万円/1項目 (上限2万円) 単身女性世帯は 1項目該当で上限額の 2万円になります。
加算項目 ③	高校3年生相当までの子※ ¹² の同居	1万円/子1人 (上限なし)	1万円/子1人 (上限なし)

- ※1 市外転入者・・・直近の転入日(市に住民登録した日)からさかのぼり連続して2年以上市外に居住し、かつ、賃貸借契約の日において当該転入日から1年以内の者
- ※2 市内転居者・・・市外転入者に該当しない者
- ※3 東京圏・・・東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県
- ※4 多世代同居・・・世帯員のいずれかの直系尊属又は直系卑属が、3世代以上で対象住宅に同居すること。
- ※5 近居・・・世帯員のいずれかの直系尊属又は直系卑属が、補助対象者と同一又は隣接する小学校区内に別に居住していること。
- ※6 子育て支援施設近くでの居住・・・子育て世帯の未就学児が通う保育園、幼稚園、託児所等が、補助対象者と同一の又は隣接する小学校区内にあること。

- ※7 二地域居住・・・・・・・・世帯員のいずれかが、宇都宮市外に自己の居住の用に供する住宅を所有し、又は賃貸借契約により借り受けていること。
- ※8 新婚夫婦・・・・・・・・若年夫婦で、申請日において婚姻届が受理された日から1年以内の者
- ※9 勤務者・・・・・・・・労働者、法人経営者及び個人事業主であること。
- ※10 市内勤務・・・・・・・・世帯員のいずれかが、労働者、法人の役員又は個人事業者であって、**宇都宮市内**で勤務する者（労働者の場合には、予定を含む。）
- ※11 テレワーク勤務・・・・・・・・世帯員のいずれかが、**宇都宮市外**の事業所に勤務する労働者、法人の役員又は個人事業者であって、情報通信機器を利用して在宅勤務することができる勤務形態であること。
- ※12 高校3年生相当までの子 満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの子

6 補助金申請の流れ



7 補助金の申請方法

【申請に当たっての注意事項】

- 審査結果にかかわらず、申請書類は返却しません（申請書類は写しも可）。
- 書類を記入するときは、文字を消すことができる筆記用具（鉛筆、フリクションペンなど）は使用しないでください。
- 書類の訂正は、間違えた所に二重線を引き、その上に正しい文言を記入してください。修正ペンや修正テープの使用はできません。
- 審査の結果、追加で書類の提出や資格要件の確認を求めることがあります。書類の連絡先の欄には、日中に連絡がとれる電話番号（他の世帯員の連絡先でも可）やメールアドレス（u1605@city.utsunomiya.tochigi.jp）からのメールを受信できるように設定したものを記入してください。
- 予算の範囲内での補助となり、予算上限になり次第受付を終了します。

(1) 補助金の事前申込（令和7年4月1日以後に賃貸借契約をする方のみ）

- ・ 「事前申込書（様式第1号）」に必要事項を記載し、市役所9階・住宅政策課へ持参・郵送・宇都宮市電子申請共通システム（10ページ参照）により提出してください。
- ・ 事前申込の有効期間は1年間です。
- ・ 事前申込をもって補助金の交付を確約するものではありませんので、ご注意ください。後日ご提出いただく交付申請書類の審査後に、補助金の交付又は不交付を決定し、文書で通知します。
※ 事前申込時には資格要件（1ページ参照）を全て満たす必要はありませんが、補助金の申請・請求時には、資格要件を全て満たす必要があります。

(2) 補助金の申請・請求

- ・ 申請・請求に必要な書類（8～9ページ参照）を全て揃えて、市役所9階・住宅政策課へ持参・郵送・宇都宮市電子申請共通システムにより提出してください。
※ 書類の提出時点で、資格要件を全て満たしていることが必要です。
- ・ 事前申込日から1年以内かつ対象住宅の賃貸借契約日（新婚夫婦の場合は、賃貸借契約日又は婚姻届が受理された日を比較して遅い日）から6か月以内（消印有効）に申請してください。
※ 期限を過ぎた申請は、補助の対象外となります。
- ・ 補助申請＝交付の決定ではありません。申請書類を毎月月末締めで審査し、交付又は不交付を決定した上で、書面により通知します。
- ・ 本補助金は所得税法上の課税対象となります。交付決定通知書は、確定申告に必要となりますので、大切に保管してください。

8 申請・請求に必要な書類

(1) 共通書類（全ての申請者に必要な書類です。原本又は写しをご提出ください。）

必 要 書 類	内 容
① 交付申請書兼請求書 (様式第2号)	○補助対象者の名義で記入したもの ○申請者と口座名義人は同一であることが必要です。
② 個人情報調査の同意書 (様式第3号)	○申請に係る世帯員全員が記入したもの ○加算項目「多世代同居又は近居」を申請する場合、その世帯員も記入が必要です。
③ 対象住宅の 賃貸借契約書	○対象住宅の 所在地 、 契約日 、 賃借人 を確認できるもの ※重要事項説明書とは異なる書類です。
④ 自治会加入宣誓書 (様式第4号)	○自治会加入宣誓書には「宮PASS」の写しを貼り付けてください。 ○「宮PASS」は自治会長が配付しています。自治会長の連絡先を知りたい場合や、お住まいの地域に自治会がない場合などについては、宇都宮市自治会連合会事務局（632-2289）又はみんなでまちづくり課（632-2287）にお問合せください。

(2) 追加書類（原本又は写しをご提出ください。）

次のⅠ～Ⅳに該当した場合には、共通書類と併せて追加書類をご提出ください。

Ⅰ 新卒採用者又は結婚を希望する女性の場合

対象者	追 加 書 類
新卒採用者	次の①及び②の書類 ①学校を卒業後3年以内又は卒業見込みであることが確認できる 卒業証書又は卒業（見込み）証明書 ②市内の事業所に勤務していることを確認できる書類（9ページの追加書類のうち、加算項目「市内勤務」を参照）
結婚を希望する女性	○結婚活動をしていることが確認できるとちぎ結婚支援センター登録証、結婚相談所登録証又は婚活パーティー参加証の書類

II 世帯員に市外転入者がいる場合

・ 課税証明書又は所得証明書

- ※ 世帯員全員（高校3年生相当までの子を除く。）の証明書が必要です。
- ※ 補助金の申請時期により、必要な証明書の年度と交付元が異なります。

申請時期	4月～5月	6月～翌年3月
年度	令和6年度証明書 (令和5年1月～12月の所得を証明したもの)	令和7年度証明書 (令和6年1月～12月の所得を証明したもの)
交付元	令和6年1月1日時点で、住民登録していた市区町村	令和7年1月1日時点で、住民登録していた市区町村

III 次の加算項目を申請する場合

加算項目	追加書類
多世代同居 又は近居	次の①及び②の書類（両方の書類が必要です。） ①多世代同居（近居）の者が世帯員のいずれかの直系尊属（卑属）であることを確認できる 戸籍証明書 ②多世代同居（近居）にあたる世帯の全員が記入した 個人情報調査の同意書（様式第3号）
子育て支援施設近くでの居住	未就学児が同一小学校区内又は隣接小学校区内にある 保育園、幼稚園、託児所等に通っていることを確認できる書類
二地域居住	次のいずれかのもの ①所有建物の 不動産登記事項証明書（全部事項証明書） ②賃貸契約中の 賃貸借契約書
新婚夫婦	夫婦の記載のある 戸籍証明書 又は 婚姻届受理証明書
勤務者又は市内勤務 (新卒採用者)	市内又は市外の事業所に勤務していることを確認できる 次のいずれかのもの ① 勤務証明書（様式第5号） 又は 勤務予定証明書（様式第6号） ②直近の 給与明細 又は 社員証等 （市内勤務の加算項目を申請する場合は勤務先の所在地が記載されているもの） ③自営業の場合： 直近の確定申告書 又は 開業届 ※ ※ 今年の1月1日以降に届出したものに限る。
テレワーク勤務	テレワーク勤務証明書（様式第7号）
高校3年生相当までの子の同居（胎児がいる場合のみ）	母子手帳 （発行年月日と経過を確認できるページ）

IV 対象住宅の位置が、対象区域の境界付近の場合

- ・ 対象区域内であることが確認できる**住宅の位置図**

9 宇都宮市電子申請共通システムを活用した電子申請

- 宇都宮市電子申請共通システムから補助金の電子申請ができます。
- 利用には、あらかじめ利用者の新規登録が必要です。

【宇都宮市電子申請共通システム】

市ホームページを開き、「トップページ」>「市政情報」>
「便利な機能」>「宇都宮市電子申請共通システム」

スマートフォンの場合はこちら →



手順1 宇都宮市電子申請共通システムを開き、「申請できる手続き一覧」から「個人向け手続き」を選択

手順2 手続き一覧の中から「宇都宮市若年夫婦・子育て世帯及び新卒採用者等家賃補助金の事前申込」又は「令和7年度宇都宮市若年夫婦・子育て世帯及び新卒採用者等家賃補助金」を選択

手順3 申請情報を入力し、申請に必要な書類を電子データで添付

10 交付決定の取消・補助金の返還

- 次のいずれかに該当した場合は、補助金の交付決定を取り消します。
 - ・ 宇都宮市補助金等交付規則や宇都宮市若年夫婦・子育て世帯及び新卒採用者等家賃補助金交付要綱に違反した場合
 - ・ 偽りその他不正な手段により交付決定を受けた場合
 - ・ 交付決定の内容又はこれに付した条件に違反した場合
 - ・ **交付決定の日から1年以内に対象住宅から住民登録を異動した場合**
ただし、転勤等の本人の意思によらないやむを得ない事情の場合は除きます。
やむを得ない事情が生じたときは、市に異動事項届出書を提出してください。
- **上記事実が判明した場合は、補助金を速やかに返還していただきます。**

11 洪水等の自然災害への備え

近年、地球温暖化による台風の大型化や局所的豪雨の発生などによって、市内でも甚大な洪水被害等が発生しています。

そのため、洪水等の自然災害に備え、事前にハザードマップにより、自宅付近で予想される浸水等の状況や、避難場所・避難経路を確認しましょう。

・宇都宮市
ハザードマップ
(市HP)



・ハザードマップ
ポータルサイト
(国土交通省HP)

